

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第111号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年11月10日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第112号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、

印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年11月10日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第113号

次の国民健康保険料に係る納入通知書及び過誤納還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月12日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

| 年 度    | 科 目     | 期 別     | この公告により<br>変更する納期限      | 件数・備考 |
|--------|---------|---------|-------------------------|-------|
| 令和2年度  | 国民健康保険料 | 第1期以降   |                         | 1件    |
| 令和2年度  | 国民健康保険料 | 第1期以降   | 令和2年11月30日<br>(第1期～第5期) | 1件    |
| 令和2年度  | 国民健康保険料 | 第3期以降   | 令和2年11月30日<br>(第3期)     | 2件    |
| 令和2年度  | 国民健康保険料 | 第3期以降   | 令和2年11月30日<br>(第3期～第5期) | 1件    |
| 令和2年度  | 国民健康保険料 | 第3期以降   | 令和2年11月30日<br>(第3期・第4期) | 2件    |
| 令和2年度  | 国民健康保険料 | 過年7月    |                         | 1件    |
| 令和2年度  | 国民健康保険料 | 第4期以降   | 令和2年11月30日<br>(第4期・第5期) | 2件    |
| 令和2年度  | 国民健康保険料 | 第4期以降   |                         | 1件    |
| 令和2年度  | 国民健康保険料 | 第5期以降   | 令和2年11月30日<br>(第5期)     | 1件    |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第2期～第5期 |                         | 1件    |

|        |         |          |  |    |
|--------|---------|----------|--|----|
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第7期-第10期 |  | 1件 |
| 平成30年度 | 国民健康保険料 | 第3期      |  | 1件 |
| 平成31年度 | 国民健康保険料 | 特4月特6月   |  | 1件 |

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第114号**

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月12日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第115号**

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月12日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第116号**

国民健康保険料に係る過誤納還付充当通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月13日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

**幸 区 公 告****川崎市幸区公告第27号**

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月12日

川崎市幸区長 関敏秀

(別紙省略)

**川崎市幸区公告第28号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年11月12日

川崎市幸区長 関敏秀

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第29号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年11月12日

川崎市幸区長 関 敏 秀

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第60号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月12日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第64号

次の国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月10日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第65号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月12日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第51号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第4項で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月6日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

| 科 目     | 期 別  | この公告によって<br>変更する納期限 | 件数・備考 |
|---------|------|---------------------|-------|
| 国民健康保険料 | 3期   |                     | 2件    |
| 国民健康保険料 | 過年5月 |                     | 1件    |
| 国民健康保険料 | 9期   |                     | 1件    |
| 国民健康保険料 | 10期  |                     | 1件    |
| 国民健康保険料 | 1期   |                     | 2件    |

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第52号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月12日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

| 年 度       | 科 目       | 期 別              | この公告により<br>変更する納期限   | 件数・備考 |
|-----------|-----------|------------------|----------------------|-------|
| 令和<br>2年度 | 介護<br>保険料 | 第6期分以降<br>(普通徴収) | 令和2年11月30日<br>(第5期分) | 計1件   |

(別紙省略)

**宮前区公告第53号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年11月12日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

**宮前区公告第54号**

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年11月12日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

**川崎市宮前区公告第55号**

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月12日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

| 年 度       | 科 目         | 期 別  | この公告によって<br>変更する納期限     | 件数・備考 |
|-----------|-------------|------|-------------------------|-------|
| 令和<br>2年度 | 国民健康<br>保険料 | 4期以降 |                         | 計1件   |
| 令和<br>2年度 | 国民健康<br>保険料 | 4期以降 | 令和2年11月30日<br>(4期分・5期分) | 計7件   |
| 令和<br>2年度 | 国民健康<br>保険料 | 5期以降 |                         | 計3件   |
| 令和<br>2年度 | 国民健康<br>保険料 | 5期以降 | 令和2年11月30日<br>(5期分)     | 計9件   |

(別紙省略)

**多 摩 区 公 告****川崎市多摩区公告第75号**

次の介護保険料に係る納入通知書及び過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月12日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

| 年 度       | 科 目                      | 期 別        | この公告に<br>より変更<br>する納期限 | 件数・備考 |
|-----------|--------------------------|------------|------------------------|-------|
| 令和<br>2年度 | 介護保険料<br>(納入通知書)         | 普第7期<br>以降 | 令和2年<br>11月30日         | 1件    |
| 令和<br>2年度 | 介護保険料<br>(納入通知書)         | 普第3期<br>以降 |                        | 2件    |
| 令和<br>2年度 | 介護保険料<br>(納入通知書)         | 普第4期<br>以降 |                        | 2件    |
| 令和<br>2年度 | 介護保険料<br>(納入通知書)         | 普第6期<br>以降 |                        | 1件    |
| 令和<br>2年度 | 介護保険料<br>(納入通知書)         | 特第3期<br>以降 |                        | 1件    |
| 令和<br>2年度 | 介護保険料<br>(過誤納金<br>還付通知書) |            |                        | 2件    |

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第76号**

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月12日

川崎市多摩区長 荻原圭一

(別紙省略)

---

**麻 生 区 公 告**

---

**川崎市麻生区公告第56号**

差押通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月11日

川崎市麻生区長 多田貴栄

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第57号**

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年11月12日

川崎市麻生区長 多田貴栄

(別紙省略)

---

**正 誤**

---

川崎市公報第1,805号（令和2年10月26日発行）3,957ページ監査公表第17号中上平間災害倉庫外構撤去工事に関する調査報告書18ページの「第24条第5項」は「第242条第5項」の、上平間災害倉庫外構撤去工事に関する調査報告書21ページから26ページまで及び28ページから34ページまでは次のとおりの誤り。

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 軽易工事の定義等について

軽易工事は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、川崎市軽易工事取扱規程(昭和49年訓令第8号)第2条において「予算科目が工事請負又は需用費に該当し、1件2,500,000円(需用費中100,000円以下のものを除く。)以下の工事(設計図書(工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。)の作成を要する工事を除く。)(予算科目が需用費に該当する工事にあっては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。)という。」と規定されている。

(2) 本件各工事について

ア 本件各工事の実施に至る経過

本件各工事は、市から土地・建物の貸付けを受けてライクアカデミー株式会社(以下「運営法人」という。)が運営している「にじいろ保育園南平園(以下「本件保育園」という。))」の建替えに端を発する工事である。

本件保育園は、開設から築50年以上が経過しており、園舎の老朽化対策として、市と運営法人の協力の下、国の補助事業を活用した建替えによる新園舎の整備が進められ、整備期間中は運営法人が建設する仮設園舎にて保育を継続し、仮設園舎の建設用地は、本件保育園に隣接する市有地とされた。当該市有地には、上平間災害倉庫(以下「倉庫」という。)が設置されていたため、市は倉庫を撤去することとし、見積り合わせの上、平成31年4月18日付けで有会社水野興業(以下「A社」という。)と243万円(消費税及び地方消費税含む)で倉庫撤去工事の契約を締結した。

なお、倉庫の周囲にはフェンス、ブロック壁及び門扉等の構造物(以下「外構」という。)が設置されていたが、市によれば、倉庫のみを撤去すれば仮設園舎の建設が可能であったため、外構は撤去しないことを運営法人と合意していたとして、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明である。

倉庫撤去工事契約の締結翌日(4月19日)、市はA社から工事開始の連絡を受けた一方、運営法人から外構が仮設園舎の工事を監督する現場事務所の設置に支障がある旨の申し出を受け、追加で工事を実施することとし、見積り合わせの上、令和元年5月10日付けでA社と84万2,400円(消費税及び地方消費税含む)で外構撤去工事の契約を締結した。

なお、市によれば、運営法人から上記申し出を受けた際、外構撤去は運営法人に対応してもらうべく調整を行った結果、当該時点において運営法人は既に仮設

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1(事実証明書は添付省略)のとおり、市が令和元年度(平成31年度)に少額随意契約の軽易工事として実施した「上平間災害倉庫解体撤去工事(以下「倉庫撤去工事」という。))及び「上平間災害倉庫外構撤去工事(以下「外構撤去工事」といい、「倉庫撤去工事」と併せて「本件各工事」という。))について、1件で発注可能な工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があるとし、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を執るよう求めている。

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和2年4月17日付けでこれを受理し、監査対象局をことも未来局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月11日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づくことも未来局の関係職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和2年5月11日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」(添付省略)の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、本件各工事を軽易工事として随意契約により執行したことが、違法若しくは不当といえるかを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

園舎建設の契約を締結しておりその変更が困難であったこと、また、外構は市の所有物であるため基本的に所有者が撤去すべきものと考えたこと、さらに、外構撤去が滞れば全体的なスケジュールが遅延してしまうと考えたことにより、市が外構撤去工事を実施することで合意したとしているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明である。

**イ 倉庫撤去工事の対象**

倉庫撤去工事の仕様書によれば、工事の内容として、仮設足場、内部棚解体、土間コンクリート解体、基礎コンクリート解体、理戻し、養生廃材処分及び重機回送費の記載があり、外構は対象とされていない。

**ウ 外構撤去工事の対象**

外構撤去工事の仕様書に添付された図面によれば、倉庫西側及び南側の外構が撤去部分とされているが、実際は倉庫東側にも外構があり、東側をメインに計るか所の外構を撤去した旨、関係職員の陳述において訂正がなされたほか、陳述後の照会・回答において、倉庫西側の外構は運営法人側が仮設園舎建設工事の事前調査のため撤去し、外構撤去工事では東側及び南側を撤去した旨、再度訂正がなされた。

外構撤去工事の仕様書によれば、工事の内容として、フェンス解体撤去、門扉解体撤去、ブロック塀解体撤去、ブロック塀基礎解体撤去、土間コンクリート解体撤去、U型側溝撤去、養生廃材処分及び重機回送費の記載があるのみで、それぞれの規格や数量は記されていない。A社ほか2社の見積書によれば、撤去対象のフェンスの長さは7.1メートル、門扉の数量は1基とされているが、倉庫及び仮設園舎の設計図面によれば、フェンスは東側だけでも12メートル以上、門扉は東側及び南側に各1基あり整合が取れていない。

仮設園舎建設工事の写真によれば、現場事務所は倉庫東側の外構跡地に設置されているが、南側の外構とは距離が離れており、現場事務所の設置に際し南側の外構が支障となりえりえた事実を確認できない。

**エ 重機回送費**

本件各工事の仕様書には、ともに重機回送費が挙げられており、A社の見積書によれば、その規格等として、倉庫撤去工事については、バックホウ、ランマ、プレート等、外構撤去工事については、バックホウ等と記されているが、どちらも数量・単位は一式で、金額は16万円とされている。市によれば、A社に対し、倉庫撤去工事と外構撤去工事とで別々の重機を使用したことを確認したとしているが、本件各工事は工期が短かったため、工程表や作業日誌は作成していないとされている。

**オ 仮設園舎の建設費用**

3

23

運営法人が行う仮設園舎の建設費用は、川崎市民間保育所施設整備費等補助金(以下「補助金」という。)の対象となる。令和元年5月9日付けで運営法人から市に提出された補助金の交付申請書に添付された見積書の写し(以下「仮設園舎建設工事の見積書」という。)には、「外構工事：既存フェンスは撤去とし、新設メッシュフェンスH=1500を設置します」、「撤去工事：(中略)既存ネットフェンス、ブロック3段+フェンス(中略)の撤去処分を含む」旨の記載がある。

**カ 見積書等の日付**

本件各工事の見積書及び軽易工事完成届の日付は、いずれも手書きで記入されており、請求人はすべての筆跡が同一であると主張している。市によれば、見積書の日付が空欄で提出された場合、その場で業者に記入を依頼することもあれば、業者に確認の上、職員が記入することもあるとしており、本件各工事においては、軽易工事完成届の日付はこの運用に基づき職員が記入したが、見積書の日付については不作為としている。

**2 監査委員の判断**

**(1) 地方公共団体における契約について**

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しようという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に該当する場合のみ認められる極めて限定的な契約方法である。同項第1号では、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額を定めており、軽易工事はこれに該当するものであるが、本号を適用するために、故意に契約を細分化するような行為は許されないものとされている。

**(2) 本件各工事の違法性・不当性について**

請求人は、本件各工事の施工場所及び工事箇所が同一であること等を理由に、1件の工事を2件に分割して発注・契約した違法性がある旨を主張していることから、まず、本件各工事の執行方法が違法といえるかにつき、以下検討する。

前記事実関係のとおり、市は仮設園舎の建設に際して倉庫のみを撤去し、外構は残す予定で運営法人と合意していたが、運営法人から現場事務所の設置に支障がある旨の申し出を受け、追加で工事を実施したとしている。

しかし、建設工事において、現場事務所の設置は設計の時点で考慮されているべきであり、市が倉庫撤去工事に着手した途端に運営法人から申し出があったなど極めて不自然な態様であるといわざるを得ない。

この点、市は、平成31年2月12日に運営法人側が作成した計画図面において、

4

24

倉庫撤去時の配置計画、倉庫東側の外構が残置されていることをもって、外構は撤去しない予定であった旨を主張するが、運営法人からどのような説明を受けたか等の記録は何に残されていないことから、同図面のみをもって外構残置の合意が形成されていたと認められることは困難である。また、同図面の仮設園舎建設時の配置計画によれば、仮設園舎は、東側の外構に極めて近接して建設される予定であり、現場事務所の設置の有無にかかわらず、仮設園舎の建設工事自体に影響を与えることは容易に推認される。

そこで、職権により現地を確認したところ、仮設園舎の東側及び南側にフェンス及び門扉が設置(復元)されていたことから、仮設園舎建設工事の見積書における「既存フェンスの撤去、新設」の記載は、倉庫東側又は南側あるいはその両方を指していることが伺えるほか、実在したフェンスに対し外構撤去工事で撤去したとすフェンスの長さが極端に短く、門扉の数量さえ一致しないことを踏まえると、少なくとも倉庫東側又は南側のどちらからの外構撤去は、運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていたことが強く推認される。

さらに、現場事務所の設置に支障があるとされた倉庫南側の外構につき、位置関係からその事実が到底認められないこと、現場事務所の設置などという基本的な事項すら未確定な状態で運営法人側の仮設園舎建設工事契約が締結されたとは考えられないこと、本件各工事の工期が重複する中、異なる重機をそれぞれ使用し、さらにA社が作業日誌すら作成していないこと、所有者が撤去するという考え方で合意したにもかかわらず倉庫西側の外構は運営法人が撤去していること等に鑑みれば、市の上記主張は、何ら裏付けがないことに加え、本件各証拠との矛盾も散見されるなど著しく信ぴょう性を欠くものであり、到底採用できないものではない。

上記のとおり、市は、外構撤去工事の執行方法及び係る支出の正当性を説明すべき責任があるにもかかわらず、何ら根拠ある説明をしておらず、その支出の妥当性・正当性を示す証拠も提出していないから、係る費用の支出は違法・不当なものと推認せざるを得ない。

次に、その損害額について検討するに、市は、外構を残置する旨を運営法人と合意していたにもかかわらず、運営法人から外構が仮設園舎の工事を監督する現場事務所の設置に支障がある旨の申し出を受けるや、全体スケジュールの遅延の懸念を理由に外構撤去工事を実施した旨主張するが、そうであるならば、外構撤去工事は合意を覆した運営法人において実施又は費用を負担してしかるべきであり、市が当該工事に係る費用を負担する理由とはなり得ない。さらに、関係各証拠によれば、外構撤去は運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていた可能性もあり、倉庫撤去工事におけるA社以外の見積額が250万円を超えていることのほか、市の主張における数々の矛盾等に照らすと、倉庫撤去工事等の費用が250万円を超えるため、そ

5

25

の差額分を外構撤去工事として付け替えた疑いすらあるが、他の工事費用を補填する意図があったとしても、外構撤去工事として費用計上されている以上、これに係る費用の支出を市が正当化できる理由にはならない。よって、市の損害は、外構撤去工事により支出した費用全額であると推認される。

## (2) 結論

以上のとおり、外構撤去工事に係る費用の支出は違法・不当であったと推認され、その損害は外構撤去工事により支出した費用全額の84万2,400円であると推認される。

## 3 勧告

以上の結果に基づき、法第242条第5項の規定により、市長に対し、次のとおり勧告する。

### (1) 措置すべき事項

本件各工事に關する事実経過を市において慎重に調査した上、外構撤去工事の支出に關する損害を明らかにし、さらに、その損害が運営法人に補填を求めべきものである場合は運営法人に対して補填を求め、その損害が市の最終的な負担となり、これに關与したことも未来局子育て推進部保育所整備課の職員に故意又は重過失が認められる場合は、当該職員に当該損害額に關する賠償を命じるなどの必要な措置を講じられたい。

### (2) 措置期限

上記の措置を講じた上、令和2年9月30日までにその旨を監査委員あて通知されたい。

## 4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

通常、行政における事務において、特に公金の支出を伴う事業であれば、相手方との協議等、その経過を書面等に残してしかるべきであるが、外構撤去工事を巡る運営法人からの申し出や両方で合意した事項等、支出負担行為の根拠となる重要なやりとりさえ記録を残さないとする運用は、不可解というほかない。

さらに、外構撤去工事の仕様書図面上、撤去部分の表示に誤りがあったことにつき、市は現地で業者に直接指示したため問題がない旨を主張するが、外構撤去工事の予算執行、業者選定及び契約締結については、当該仕様書が添付された予算執行伺いにより決裁がなされているのであるから、係る手続を形骸化しかなない事務手続上のミスであるにもかかわらず、そうした認識が欠如しているといわざるを得ない。

6

26

別紙1

川崎市職員措置請求書(上平間倉庫)

2020年(令和2年)4月17日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3  
氏名 坂 巻 良 一

1 請求の要旨

(1) 監査対象

甲第1号証及び甲第2号証に示すことも、未来局子育て推進部保育所整備課が地方自治法に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約手続を適用せず、適用が禁止されている随意契約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」(以下「**軽易工事取扱規程**」)を適用し、発注・契約した2件の工事契約を監査対象とします。

(2) 分割発注に係る違法性

地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定めるいわゆる「少額随意契約」について適用する規定として、川崎市は「**軽易工事取扱規程**」を制定しております。

軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の工事を1件」と定められており、1件の工事が250万円を超える場合は、一般競争入札もしくは指名競争入札に寄らなければなりません。

軽易工事取扱規程の運用については、契約課が策定した契約事務の手引きにおいて「1件の工事を複数に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、「上平間災害倉庫解体撤去工事」及び「上平間災害倉庫内外構撤去工事」という工事名で発注・契約がなされており、1件で発注可能な工事を、250万円以下の工事2件に分割発注し、契約した違法性がありません。

(3) 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、本来、1件の工事として、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらず、1件250万円以下の少額随意契約として2件の工事に分割発注し、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額を、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

また、損害額の認定においては、財政局契約課が計算した平均落札率一覽表を参考に、民事訴訟法第88条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

2 請求の理由

甲第1号証及び甲第2号証を整理し、分割発注の状況が分かり易い一覽表として、甲第3号証を提出いたします。

(1) 甲第3号証について

(ア) 工事所在地は、「上平間災害倉庫」であり、本件2件の工事は同一所在地です。  
(イ) 工事の箇所は、甲第1号証は、「倉庫そのものの解体撤去工事」であり、甲第2号証は、「甲第1号証の倉庫を開く外構建造物の撤去工事」であります。

(ウ) したがって、同一平間災害倉庫に係る倉庫本体とその倉庫の外構建造物の両方の撤去工事であることから、上平間の施工場所及び同一の工事箇所であることが分かります。

建物本体とその外構建造物を別々に発注する必要があるものの、ことも未だ未だ局は、何らかの必要性により、建物本体とその外構建造物の両方を撤去する方針としたことは、両方の撤去方針が確定した時点で、建物本体とその外構建造物を別々に発注することは、個人の家庭や民間会社の場合、その手回ひまを考慮した場合、有り得ない2分割工事であります。

(ニ) 甲第1号証及び甲第2号証の見積り合わせ契約の3者の組合せが同じ3者であること。  
(ホ) 見積書の筆跡が同一の筆跡と思え、質疑調査もしくは業者談合の疑いがあること。  
(カ) 甲第1号証の倉庫本体の「重機回送費」の見積額が、市場価格は、せいぜい5万円程度であるにも関わらず、「160,000円」との見積額は相場約3倍となっており、不当に高い見積り額となっている。

予定価格を決定したのは、誰なのか。

(キ) 甲第2号証の倉庫の外構撤去工事の「重機回送費」も、「160,000円」となっている。倉庫本体とネットフロンを撤去する外構撤去工事に使用する「重機」は、それぞれどのような「重機」を使用したとして、ことも未定であり、設計予定価格を決定したのか。倉庫本体とネットフロンを撤去する重機は、同じ重機とは考えられない。

(2) 軽易工事 ネットフロンについて  
過去に分割発注があったことから、平成31年4月1日から、平成31年4月1日から「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」が改正されたことに伴い、「軽易工事チェックリスト」が導入されました。  
甲第1号証においては、13ページ目にあります。  
甲第2号証においては、12ページ目にあります。

その「1」 軽易工事の執行について」の2段目の注意事項に「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同じである工事等について、本来1件で発注すべき案件や250万円を超える案件を複数に分けて発注することはできません。」と明確に記載されています。

そのチェックリストをチェクしたにも関わらず、本件分割発注が行われてしまいました。チェクしたのは、甲第1号証及び甲第2号証ともに監査課長補佐であります。全体のチェックは、須藤課長が決定しています。

(3) 施工時期について

本件の甲第1号証及び甲第2号証の工事は、4月18日～5月31日及び5月10日～5月31日の工期となっております。つまり、【4月18日・5月10日】～【5月31日・5月31日】となっております。この工期から致しますと、5月10日～5月31日の間が、2件の工期が重なっている期間であり、速い、前に3週間工期があるのみで、後半の3週間は完全に工期が重なり、実質的には、ほぼ同一の工期であります。

仮に、甲第1号証及び甲第2号証の工事が2件の見積り合わせ契約を行っていることから、別々の業者が倉庫本体とネットフロン撤去を行う可能性があったもので、その場合、工事調整がかなり複雑になると思われるが、別々の2業者がそれぞれの工事を受注した場合、工事調整は、どのように想定していたのか。

そのような工期的なことを考慮した場合、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、発注時点から、特定の1者が受注することを予定して発注されたと考えられるのが、当然の帰結であります。

したがって、施工時期を理由として存在しえないものであります。重復期間があることからも、ほぼ同一時期の工事であり、分割の理由は存在しえないものであります。

また、契約日が違うことから、ことも未定であり、分割ではないと主張するかも知れません。しかしながら、分割した事例として、6ヶ月にわたり約1700万円余の工事を契約日では4分割、個別契約では7分割した事例があり、課長補佐の職目が文書注意を受けたとの新聞報道がありますので、甲第4号証及び甲第5号証として提出いたします。

予算要求時点でも2件の工事として予算要求していたのか。

したがって、工事の時期を少しずらし、分割発注ではないとするのであれば、甲第4号証及び甲第5号証と比較して、甲第1号証及び甲第2号証の工事が分割発注ではないとする合理的な理由を明らかにしてはなりません。

原則として、分割発注しなされる合理的な理由でなければなりません。全国的な地方公共団体を網羅させる合理的な理由でなければなりません。

1週間ずらせばいいの、2週間ずらせばいいの、3週間ずらせばいいの、半年ずらせばいいの、1年ずらせばいいの、明確かつ合理的な根拠を示すべきであります。

地方自治法に定める「最少経費・最大効果」の原則にも照らさなければなりません。

(4) 工事写真について  
本件の甲第1号証及び甲第2号証においては、工事写真も開示請求したものであります。が、なぜか、開示されませんでした。

たので、それを、甲第13号証として提出いたしました。

甲第13号証の内容は、「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文及び徴収した見積書」、「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文及び徴収した見積書」は、こども未来局は、「特に軽易な文書(公文書管理規則第7条ただし書き)であり、仕様書作成完了に伴い、事務処理上必要がなくなったことから廃棄しているため、関係図書が存在しない」とし、開示請求を拒否しました。

そこで「公文書管理規則」を甲第14号証として提出いたします。

「下見積書」を軽易な文書と判断した根拠をお示しください。

設計積算のための下見積書は、市民の重要な税金を使って執行する工事においては、その設計積算額が適正かを検証するための重要な図書類であり、根拠なく廃棄した場合は、罪に問われる場合(公用文書等毀棄罪)もありますので、隠いせずに、提出すべきであります。

国会でも、過去に、文書不存としてきた文書が、見つかり出てきた例は、いくつもありますので、こども未来局におきましても、今一度調査をお願いいたします。

9 見積書の不認識について

前記6で指摘いたしました「重機回送費」に係る受注業者の見積額は、「160,000円」と見積もられ、「重機回送費」をネット検索してみますと、いくつかの業者の価格を見ましたが、せいぜい高くても5万円ぐらいたいの検索結果でありました。

それにも関わらず、魔阿不思議なことに、受注しなかった業者の重機回送費の見積額は、受注業者のさらさら上をいく、180,000円とか、200,000円となつています。

そのような状況は、官製談合もしくは業者談合が疑われる状況であるものであるが、このような状況では、官製談合の疑いが強いと思われまます。

10 まとめ

本件工事は、軽易工事規程が改正されて以降の工事であり、その改正の一つに、チェックリストを新たに追加したこと、決裁権者であります課長さんは、当然、チェックすることにより、分割発注を未然に防ぐことができたはずであります。

しかしながら、チェックリストは有効に作用せず、甲第4号証による10年前の全庁的な軽易工事の不透明契約事件が発生し、「制度の見直し」を叫び出したものの、何ら見直しを行わなかった事実があることからして、今回の軽易工事規程の改正も、課長職を含め、職員には浸透しない恐れが今回の分割発注により顕在化したものと考えます。

なぜ、分割発注が是正されなかったのか。

分割発注を行わず、本来の契約課発注とすれば、各所管課は自らの業務が減少するにも関わらず、あえて自らの業務量が増える分割発注を行っています。

いわゆるお役所仕事の中には、自らのメリットの無い仕事を避ける傾向があります。

その点からすると、本来であれば、川崎市の規定上、契約課が行わなければならない業務であるにも関わらず、あえて、保育所整備課が自らの業務量を増やすことを行っているものでもあります。

そこには、分割発注を行う保育所整備課には、業務を増やしてまでも、何らかのメリットがあると思われまます。

11 官製談合の疑い

・見積り業者の3者の組合せが同一の3者であること。

・甲第1号証の見積額において、受注しなかった業者の見積額が、軽易工事の上限である250万円を上回っていること。上限価格を上回る見積額を提示することは、自らが、絶対に受注できない状況を作る談合の一般的な手法であること。

・川崎市の見積り合わせの場合は、250万円が上限であることは、市内業者であれば周知の事実であり、当該2業者も知っていたはずである。

・工期の設定で、別々の業者が受注した場合、工事調整が難しい工期の設定であること。

・見積書の筆跡が同一であると思われまます。

・「重機回送費」の見積額が、相場価格大幅に上回っていることと受注しなかった業者の見積額が、その額をさらさら上回っていること。

開示できない特別な理由があるのか。

今からでも、直ちに、工事写真を開示すべきであります。

3 損害の補填について

川崎市の被った損害の補填については、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、前記のとおり、分割発注したもので、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注し、契約を締結しなければならぬものを、1件250万円以下の少額随意契約として、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来より競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

4 見積り合わせと契約システムについて

過去の住民監査請求において、3業者による見積り合わせを行っているのだから、適正な競争は保たれており、損害は発生していないと主張されました。

一方で、多額の税金を投入して、契約システムを構築し、電子システムにより一般競争入札及び指名競争入札を行うことが、無駄な支出となり、契約システム自体が住民監査請求の対象となり得るものであります。

5 平均落札率について

また、損害額の認定においては、契約課が算出した平均落札率一覧表を甲第6号証として提出いたしました。

財政局契約課が作成した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと意図いたしました。

6 前記平均落札率とは別の損害額について

なお、甲第3号証の下の特に「(有)星野工業の見積額比較」がありますが、2件の工事ともに、「重機回送費」に係る受注業者の見積額は、「160,000円」と見積もられていますが、せいぜい高くても5万円ぐらいたいの検索結果であります。

そのネット検索結果を第7号証として提出いたします。

見積書にある「バスックホリ」「ランマ」「プレート」を甲第8号証として示します。

そして、魔阿不思議なことに、受注しなかった業者の重機回送費の見積額は、受注業者のさらさら上をいく、180,000円とか、200,000円となつています。

それらの金額について、こども未来局からの合理的な説明がない場合は、それらの項目の金額についても、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと意図いたします。

7 見積書及び完成品・検査書の目付け筆跡が同一であることについて

見積書及び完成品・検査書の目付け筆跡が同一であることについては、過去の住民監査請求でも指摘してきたことですが、見積書及び完成品の目付けを市の職員が記載したとする違法行為(刑法に定める「公文書偽造等」)があったとすれば、それは許されまます。

見積書の筆跡を拡大したものを甲第9号証及び甲第10号証として提出いたします。

そこで、今回の筆跡については、職員が記載したとの主張を行う可能性がありますが、その場合は、公文書偽造等の罪を自白したものであるとして、刑事訴訟法の規定に依り、告発すべきであります。

また、完成品は、業者が記載するものであり、検査書は、市の検査員が記載するものであります。

本件2件の完成品及び検査書の目付けが同一筆跡と思われるが、この目付けの記載は、一体、誰が記載したのか。

記載筆跡の無いものが記載した場合は、法令に基づいた必要な措置を講ずるべきであります。

8 開示請求拒否通知書について

本件に係る公文書開示請求を行い、それに対する開示請求拒否通知書が請求者あてに交付されまます。

別紙2

請求人の陳述録

- ・特定の1業者には、他の2業者が誰であるのかは、知り得ない情報である。
- ・川崎市の規定上、自らの業務でない業務をあえて行うという、自らの業務を増やすことをしていること。
- ・チェーンリストを無視していること。
- 以上の状況から、ことも未米局による官製談合の疑いがあると思えます。

添付資料

- 【甲第1号証】・・・「上平間災害倉庫解体撤去工事」
- 【甲第2号証】・・・「上平間災害倉庫外構撤去工事」
- 【甲第3号証】・・・「上平間災害倉庫工事 比較一覧表」
- 【甲第4号証】・・・平成21年5月28日付け東京新聞「軽易工事の全庁的不通知契約報道新聞」
- 【甲第5号証】・・・平成21年5月28日付け報道新聞された不通知分別発注事例
- 【甲第6号証】・・・契約書が算出した平均落札率一覧表
- 【甲第7号証】・・・解体の業務書 「重機回送費」の意味
- 【甲第8号証】・・・建設工事で使用される建設機械等（バックホウ・ランナー・ブレード）
- 【甲第9号証】・・・甲第1号証の見積書に係る筆跡が同一である状況の拡大コピー
- 【甲第10号証】・・・甲第2号証の見積書に係る筆跡が同一である状況の拡大コピー
- 【甲第11号証】・・・刑法第155条から第158条
- 【甲第12号証】・・・刑事訴訟法第239条
- 【甲第13号証】・・・開示請求拒否通知書
- 【甲第14号証】・・・川崎市公文書管理規則

まず3号証を見ていただきたいと思いますが、これも見積り業者の組合せが、第1号証、第2号証ともに同一の組合せですね。それで、2番目、3番目の札を入れた方は250万円を大幅に上回っているというんですね。

それで、下の重機回送費が16万という見積りがなされております。先ほどのトイレルの関係のように参考見積書についてちよつと情報公開請求しておりますので、私のほうの手元に、この16万という見積りが業者さんから参考見積りとして出されているか分からないんですけども、では、重機回送費というのはどうものなのかなどをちよつと検索してみました。ネットでも検索をしてみましたところ、それが甲第7号証ですね。ここに幾つかの業者さんの金額が書かれております。大体それが3万から5万円ぐらいというのがいわゆる一般市場価格ですね。それがなぜこの16万にもなっているのかということですね。

それで、じゃ、今使っている重機はどういうものかというのが8号証にあります。バックホウと、使われているのがどうもランナーとブレードという3つの機械を重機として使っているようなんですけれども、確かにバックホウは大きい重機ですから、回送費があつてもいいと思うんですけども、ランナーとブレードというのは、軽四輪に載せれば載っちゃうような小さなものですね。この3つを重機として使っているらいいんですけども、この重機回送費16万ですね。

まず基本的に、16万が適正かどうかと申しますと、どうも市場価格的にはちよつと金額があまりにも大き過ぎるというのと、甲1号証と2号証ですね。君那本体の解体と外構工事、両方とも16万という重機回送費が入っているんですけども、これで、問題はこの工期との関係なんですけれども、契約日は4月12日と5月10日なんですけれども、工期が4月18日から5月31日が倉庫本体ですね。5月10日から5月31日までが外構というふうになっています。これは普通に考えれば、重機回送費、両方とも16万、合計で32万円かかっているんですけども、この辺はうまく考えれば、同じ時期にやれば1回で済むわけです。この疑問は、まず16万という金額自体が市場価格として適正なのかどうかということと、1号証、2号証とも、2つダブルでカウントをしているという、この疑問ですね。これが3号証についてです。

重機回送費と重機について今御説明をいたしましたので、次が第9号証ですね。9号証、10号証ともに、これも筆跡ですね。見積書の筆跡が同じであるということですね。

それと、第13号証に開示請求拒否通知書があります。この真ん中の欄の「(2)仕様書作成のために取得した見積り」は、特に軽易な公文書（公文書管理規則第7条第1項ただし書き）であり、仕様書作成完了に伴い、事務処理上必要がなくなったことから廃棄しているため、関係図書類が存在しない」と。先ほどのほうは出てきたわけですね。予算要求の関係の資料として要求したら出てきたんです。参考見積書を提出してくれというふうに言ったら開示請求拒否された。実態的には、この書類も体育所整備課さんには美談には手元にあると思います。ですので、監査事務局さんのほうで体育所整備課のほうに請求をすれば参考見積書がどういうふうになっているかは分かると思います。

この軽易なものというのは、国でモリカケ問題とか、いろんな問題でやられましたけれども、甲の14号証に川崎市公文書管理規則を載せていますけれども、軽易な文書についての定義は全くありません。本来、役所は市民の税金で成り立っているもので、それを執行する文書は基本的に公文書として保存しなければならぬというのを、いやいや、公文書管理規則に軽易な文書は保存しなくてもいいんだと書いてあるから、これは軽易な文書に該当するから捨てちゃえよというのには、あまりにも乱暴な話、もしくは意図的に隠蔽をしているということでしょうか。そういうことで、お調べになればそれなりにどこかに公文書は残っていると思えますので、よろしくお調べをしたいと思います。

## 別紙3

## 関係職員の陳述録

令和2年4月17日付け川崎市職員措置請求書に対する本市の見解につきましては、次のとおりです。

- 1 上平間災害倉庫及び外構撤去工事における事実経過
  - (1) 上平間災害倉庫撤去に至る経緯
 

上平間災害倉庫に隣接するにじいの保育園平間は、川崎市の土地・建物を貸し付けて運営している民営化園であり、公立保育所として昭和44年に開設してから築50年以上が経過しています。園舎の老朽化対策として国の補助事業を活用し、本市と運営法人が協力のもと建替えるによる新園舎の整備を(仮称)にじいの保育園平間再建替工事スケジュール(案)(乙第1号証)のおおりに進めているところです。

建替えに当たっては、法人が仮設園舎を建設し保育を継続する必要があるため、適地である隣接の本市所有地を活用することとしました。そのため、当該地に設置されている上平間災害倉庫を解体することとしました。
  - (2) 上平間災害倉庫外構撤去工事が追加で必要となった経緯
 

上平間災害倉庫撤去工事について、平成31年4月19日に工事を開始した連絡を工事業者から受けました。同日、着工の確認とともに仮設園舎の打合せを行う連絡をにじいの保育園平間の運営法人にした際に、当該運営法人から当該倉庫の外構が仮設園舎の工事を監督する現場事務所を設置に支障があるとの申し出がありました。

上平間災害倉庫の外構については、残す予定でしたが、他に現場事務所を設置可能な場所がないため、外構撤去が必要不可欠であると判断し、速やかな対応を図ることとしました。

令和3年4月の新園舎開設のためには、仮設園舎建設のスケジュールを遅らせることはできないことから、当初想定していなかった工事を追加で行うこととし、軽易工事としてこの手続に沿って適切に執行しました。
- 2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠
 

地方自治法(以下「法」)第234条第1項では、「売買、貸借、請負その他の契約は、一經競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、また、同条第2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定しています。

これを受け、地方自治法施行令(以下「施行令」という)第167条の2第1項第1号では少額の金額については随意契約(以下「少額開契約」という)ができることを規定し、随意契約ができる金額の範囲については、契約規則第24条の2において規定しています。

なお、少額開契約を行う場合、川崎市契約規則第26条第1項では「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ」と規定されていますが、競争性及び透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、「川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱について(昭和58年3月13日付け57川総用第240号助役専決、以下「助役専決文書」という。))において、原則として3者以上の見積り合わせで執行することが通知されている。これらの規定を本件工事に当てはめ、本件工事に係る見積書を3者から徴取したところ、1件当たり250万円以下での契約が可能であったため、その手続に基づき、適正に執行したところとす。
- 3 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解
  - (1) 「1請求の要旨(2)分別発注に係る違法性」については全て否認します。
 

当該工事については、「1上平間災害倉庫及び外構撤去工事における事実経過」で示したとおり、倉庫撤去工事のみを保育所整備を行う予定でありました。その後、外構の撤去が必要となることが判明し、追加となった工事を「川崎市軽易工事事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という)に基づいて執行したものであり、当初から計画されていた工事内容を分割し契約したものではありません。
  - (2) 「1請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」は全て否認します。
 

「2軽易工事(随意契約)により執行した根拠」に示したとおり、当該工事につきましても、軽易工事取扱規程に基づき適正に執行したものです。

また、川崎市契約規則第24条の2第1項第1号で規定する金額の範囲内で契約したものとす。

